

第76回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和2年3月5日(木) 午後2時30分～午後4時50分

(2) 場所 杉妻会館 3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、市岡綾子、小堀健太、今野泰、島田マリ子、高野宏之、高嶋亮、藤健太

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林技術課長、
土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、
出納局入札用度課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席、
施設管理課主幹兼副課長兼守衛長、森林計画課主幹

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成31年4月～令和元年12月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和元年8月～令和2年1月分)

ウ 令和元年度下請状況実地調査結果について

(2) 審議事項

入札制度の見直しについて

ア 一部指名競争入札の試行について

イ 台風第19号等による被害の復旧工事に係る見直し(報告)について

ウ 総合評価方式の見直しについて

エ 工事等入札参加資格審査の見直しについて

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第76回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日は伊藤洋子委員と新城委員が都合により欠席となっております。

また、会議の進行状況によりますが、市岡委員が所用により途中で退席させていただきますので、お知らせをいたします。

それでは議事につきまして伊藤委員長よろしく願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。

本日は報告事項が3件、審議事項が4件ございますが、これらについて公開で行うということによろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【伊藤（宏）委員長】

初めに、報告事項のア「県発注工事等の入札等結果について（平成31年4月～令和元年12月分）」です。事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か質問等あればお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

次に、報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和元年8月～令和2年1月分）」です。事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【施設管理課主幹兼副課長兼守衛長】

（「資料2」により説明）

【森林計画課主幹】

（「資料2」により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

次に、報告事項ウ「令和元年度下請状況実地調査について」です。事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料3」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、質問等があればお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、審議事項になります。

入札制度の見直しについてのア「一部指名競争入札の試行について」事務局から説明をお願いいたします

【入札監理課長】

（「資料4」「資料4-1」「資料4-2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。それでは、御意見や質問がありましたらお願いします。

【高島委員】

まず1点目、資料4-2、一覧表（参考）例のコメント欄に「入札参加条件等審査委員会で、受注回数又は指名回数が相対的に多い企業等を除外できる。（例：5回以上を除外）」とありますが、この段階ではあくまで例えばということだと思いますが、今後こういうものが詰められていって、回数が出て、公表するとか内部資料とするとか決めているのでしょうか。

【入札監理課長】

最終的に審査委員会で決定する9者以上という企業について、どのような形で選んだのかという指名選考理由はホームページで公表しますが、指名から除いていく途中段階のものは、審議にかける前ですので、公表はしません。県の公開条例上もそういった規定がございます。

【高島委員】

資料が2枚にまたがりませんが、1枚は参考1の6ページ目、新基準の枠の中の一番下のアンダーラインの箇所「案件ごとに指名業者の数を変え、特定の数に偏らないようにする。」とあり、先ほどの入札監理課長の説明にはランダム化という話がありましたので、これのことだと分かったのですが、いただいているメインの資料4の2ページ目に数を変えて偏らないようにするという記載がないのは理由があるのでしょうか。

【入札監理課長】

資料4の2ページ目の「9) 談合防止」のランダムに設定するという記載をもってそのように見ておりますが、委員のおっしゃるとおり、上にも記載が必要だと思います。

【高島委員】

今の資料4の2ページ目の「5) 指名基準」の選考基準の中の5項目で固まったときに、ウェイトの問題がでてくると思いますが、現在も総合評価方式で本業以外の加点を総合評価方式等で行っていますが、②の技術的適正のところ、技術力に重きをおいたウェイトで点数評価をお願いしたいと考えております。業者さん達からいろいろな点数を総合評価でもらえるのはありがたいという声はあるのですが、本業が建設会社であり、技術力で勝負している会社さんもたくさんおりますので、是非とも②の部分に重きをおいたウェイトの検討をお願いします。

【入札監理課長】

委員のおっしゃるように、公共工事は社会的資本の整備になりますので、品質確保が非常に大切となります。①地理的要件というのは、例えば飯坂地区の工事であれば南側の飯野地区などの業者は当然指名されなくなるというように単純な形になりますが、②技術的適正については非常にナイーブなところであり、ここはしっかり見ていかないと後々いろいろな影響がでてくると考えられますので、重きを置きながら、今後やりながらいろいろな工夫を考えていきます。

【今野委員】

先日の新聞において「指名競争入札の試行」といった報道の中で、地元事業者の受注機会を確保することが目的だという表現がありましたが、例えば合理的な入札の条件として事業所の所在地というのが合理的な理由として認められるのでしょうか。

これは指名競争入札だけでなく一般競争入札においてもこのような条件が働いた場合、実際に茨城県神栖市の建設の入札の場合に問題になり、結果、地元の業者に発注させたとして裁判で負けた事例もあるようです。

これから入札制度の見直しをする上で、ある意味こういった部分が入札の排除というようにとられかねないのではないのでしょうか。地元ではないとか、地元だからとか、そういう言葉が先行してしまうと、先ほど恣意的なという表現がありましたが、そういう誤解を招く可能性があるのは困るのではないのでしょうか。そこで、どのような考えなのかお聞きかせください。

【入札監理課長】

地元を優先させるということで負けたという裁判例のお話かと思いますが、私どもが考える指名競争入札においては、意欲のある業者に手を上げてもらい、一覧表を作成し、その中から工事に見合う難易度、類似性、実績等を見ながら選んでいくということになります。全国の都道府県で指名競争入札は行っていますが、どこの会社を選ぶかはまさに根拠があって選んでおりますので、裁判で負けるような理由にはならないのかなと思っています。一定数ある中から選ぶという作業がありますので、ピンポイントでこの業者というのとは違うのかなと思います。

【総務部政策監】

名称にあるように、地域の守り手ということで、地元だから指名するというのではなくて、除雪とか維持管理業務とかあるいは災害対応、そういったところに重点をおいて指名していくという考え方が基本であります。

【伊藤（宏）委員長】

今までの経緯は皆さんお分かりかと思いますが、この委員会で委員の意見交換のなかでは、かつて指名競争入札を復活しても良いのではないかという意見の方もございましたし、逆に指名競争入札に消極的な意見の方もおられました。何よりも事務局自体が指名競争入札を採用するつもりがないという意見できたわけです。

きっかけは、自民党県議会議員会からの要望ということではあったかもしれませんが、それは置いておいて、我々としてこういう目的でこういう仕組みで指名競争入札を導入することのメリット、デメリットを判断してどうしましょうかということだと思います。意図はネーミングにもありますように、台風であるとか、大雪だとかいろいろ災害が多いときに、大きな強い業者だけが残っている状態だと災害の対応ができないだろうということで、地域の担い手、地域を守る建設業者を育てていかなければいけないという目的があるわけです。その目的自体は異議があるものではないと思います。

ところが指名をしたときに、デメリットがあるわけですね。例えば指名をする場合の発注者の恣意性が働くのではないとか、不正や談合が起こる可能性が高いのではないとか。まだ話はでていませんが、辞退者がどの程度でてくるかということも競争性に関わってくるところで、例えば9者選んでも8者や7者辞退したら実質2者とか3者とかいうことでやらなければならなくなります。ただ、今の総合評価を見ていても、平均す

ると公共工事は参加者が3者強くらいなのですよね。その辺りとの比較の問題だとは思いますが。あと、もちろん工事品質を適正に守らなければいけないというのが最低限あります。この辺のところをいろいろ加味した結果、ベストがこれだということではなくて、どちらがベターなのかという判断をしましょうと、その判断をするためにも一度試行を試してみましょうというのが事務局の御提案だと私は理解しております。

ということで、どんなことでも結構ですので、この観点では問題があるのではないかとか、あるいはこの観点はこれでクリアできているのではないかとかそういった意見がありましたらお願いします。

【島田委員】

対象金額が3,000万円未満の根拠を教えてください。それと、指名競争入札用の一覧表に登録されている業者というのは、指名以外の入札に登録できないとかそういったことではないのでしょうか。

【入札監理課長】

まず、3,000万円未満の根拠でございますが、試行ということでございますので、最初から大きな工事をではなく、小規模のものをということと、総合評価の中の地域密着型は3,000万円未満の小規模工事を対象としておりまして、そこと合わせて3,000万円未満と決めたということでございます。

次の質問ですが、指名競争入札における一覧表の業者も県の有資格者名簿に載っていることが前提です。一覧表に載ることで、地域の守り手方式の指名競争入札に参加することができる資格を得ましたということになるだけで、本来の条件付一般競争入札等にも参加できます。

【小堀委員】

教えてほしいことが3つございます。

まず、資料4-2の考え方を教えていただきたいのですが、例として技術的適正の1,300点未満のところを選ぶとなっておりますが、1,300点以上の技術力のあるところを取りやめるという考えがよくつかめませんでした。

二つ目が報告事項の資料1の南会津のように業者さんが少ないところは、地域の守り手が少なくなっていると思うのですが、そういったところでこの仕組みはうまく機能するものなのでしょうか。

三つ目が資料4の1ページ目の対象工事のなかで「発注者が認める工事」とはどういう意味なのか確認させてください。

【入札監理課長】

まず一点目ですが、この選考例ですと、飯坂地区で900万円の工事を指名で行いたいということで、県北建設事務所が作成してくるということになります。右側の地理的要件は単純に飯坂地区の業者か否かで選ぶので、ある一定数絞られることにはなりますが、その次の技術的適正というところが難しいところでありまして、総合点とありますが、

これはいわゆる有資格者名簿の格付け、A・B・C・Dというものがありますが、業者がもともと持っている総合点を企業名とセットで数字が入ってくるということです。900万円の工事を何点に設定するのかというのは悩みどころになりますが、この工事がどういう工事なのか、難易度、内容によって工事に見合った点数、何点あればこの工事に見合った品質が確保できるのか、見繕うということです。そして、手持ち工事量ですが、技術者は何人いるのか、現在工事をどのくらい施工しているのかを見て、業者を絞り、最終的には審査委員会で9者以上を指名するという流れになります。

【小堀委員】

技術者の適正として、1,300点以上であれば技術力があるとするならわかりやすいですが、1,300点未満だと技術者の適正があるというように判断しづらいなと思います。

【伊藤（宏）委員長】

何点以上だと技術力があるとするならば理解しやすいですが何点以下とすると、技術力があつた方がさらに良いのではないのかと一般的には思いますよね。

ところが、今回の主旨は、技術力があつて規模の大きい会社ばかりとっているのを、それをなんとか是正したいよねというのがそもそもの目的なので、このようにあまりにも技術力が高く大きなところは排除しましょうということですよね。

【小堀委員】

この名簿に入っている段階で、技術力は担保できているということでしょうか。

【入札監理課長】

そのとおりです。

この例では750点の業者に○がついてます。点数の低い業者でもこの工事を十分に行えるというお墨付きがあつて名簿に載っているということになります。

仮にこの工事は700点以上ないと駄目だということであるなら、何点以上何点未満という設定を行うということです。

あくまでも、品質を確保するというのは大前提になります。

二つ目の南会津のように企業が少ないところですが、今回の対象の発注工事の種別の中でも電気設備や暖冷房設備はなかなか業者数が確保できないケースもあると思います。あるいは、県と協定を結んでいる企業は少ないかもしれませんが、市町村や国と結んでいる可能性もあるので、もしかすると12者程度集まるかもしれません。仮に集まらなければ元々のベースの地域密着型で工事を行います。むりやり指名競争入札でやるというわけではなく、基準が揃わなければ地域密着型で行うというスタンスでございます。

最後に発注者が認める工事ですが、建設事務所の中で対象は3,000万円未満の対象種別であれば指名の対象になりますが、工事の内容を鑑み、発注者側が選択してその中からこれは指名でやる、こちらは地域密着型でやるというように、発注者側が判断していくという主旨で「発注者が認める工事」としております。

【小堀委員】

発注者の何らかの基準だとか経験則だとかで判断されるという理解でよろしいでしょうか。

【入札監理課】

そのとおりです。やはり工事の中身を勘案して判断することであると考えております。

【市岡委員】

3,000万円未満でこの方式で行う案件は年間どのくらいを見込んでいるのですか。

一つ一つの工事の案件について、この作業をするということですね。この作業はまとめて取り組むのか、それとも工事のタイミングで行うのでしょうか。

【入札監理課長】

どの程度見込んでいるのかということですが、地域密着型を導入した平成30年度の実績をみると、3,000万円未満の工事は合計750件程度あります。

ただ今回は、まず募集をかけてからの作業になること、災害対応があること、初年度であってなかなか慣れない業務であることを勘案すると300件程度かと思われませんが、発注者側と相談しながら対応していきたいと考えております。

資料4-2をいつ作成するのかということですが、工事ごとにこの表を作ります。表を作るタイミングは発注者側の意向によります。

【市岡委員】

審査委員会というのは何度も開かれているのでしょうか。

【入札監理課長】

現在も資格審査の委員会を行っておりまして、毎週開催しております。

【小堀委員】

試行という形で行うとのことですが、どこかのタイミングで検証や報告等を考えているのか教えてください。

【入札監理課長】

委員のおっしゃるとおり、試行ですので、いつまで行うのかということもありますが、まずは、当面の間とさせていただきます。しかしながら、実際に行ってこちらの監視委員会の方にご報告をさせていただきながら、見直すべきところは見直すというような形で進めていきたいと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

当然、この委員会で行っている抽出案件で指名競争入札がいくつか入ってくるということもあり得るというわけですね。

委員長ですので、当然ニュートラルな立場で発言したいと思いますが、競争性・透明性の担保であるとか、不正が起きにくいであるとか、そういった観点であれば一般競争入札の方が優れています。ただ、地域の担い手というような考え方、昨今災害が非常に多くて、対応も地元の中小業者がやらなければならないというような現状もあります。

結局、指名競争入札自体が悪いのではなくて、指名競争入札をするときの指名の仕方
で恣意性が働いたり、何か不正が起こるネタになったりというのがまずいわけです。

ですから、今回の御提案は、指名業者がどうして選ばれたのかというような仕組みを
きっちり作っておいて、後になって他の人が同じ表で選んだとしてもほぼ同じ業者が選
ばれる、いくなれば検証可能性の高いものであると事務局は判断されているのだと思
います。私もそうなのかなとは思っております。

ですので、ここからは個人的な意見ですが、まずやってみて辞退者がどのくらい出る
とか、札の入り方が一般競争入札と比べるとかなり不自然であるとかそういうようなこ
とがもしも起こってくるのであれば、指名競争入札は競争入札よりも競争性・透明性が
低いということになると思うのです。その検証を逐次やっていく中で競争性も透明性も
担保できている、なおかつ品質も確保できているということであれば、本格的にやろう
という議論を始めるといことかなと思っております。

まずは試行ということで、何か談合等の問題があれば直ちにやめるということです
ので、このような仕組みでやってみるとい事務局からの御提案に対して、やはり反対だ
という御意見があれば発言をお願いします。

【藤委員】

反対ではないのですが、試行ということですからけれどもどういった観点からどのくらい
の時期をみて、こういう観点から検証しようと考えているのかお聞かせください。

【入札監理課長】

試行の期間でございますが、ある程度実績がでて、傾向がつかめないことには判断が
難しいと思いますので、例えば1年間フルにやってみたらこういう結果がでて、この点
が悪い、この点が良いといったデータとして分析ができるようにならないと議論もな
かなか進めることができないと思いますので、最低1年はフルに経過した上で検証して
いければなど考えております。

検証の観点としましては、この目的である地元で災害対応や除雪、補修維持をやって
いただいている業者がきちんととれているのかどうか、また偏った受注になっていない
か、後は委員長がおっしゃたように落札率が異常に高いとなった場合、それははたして
どうなのかといったようなことを総合的に判断すべきと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

これは意見ではなく要望なのですが、毎年秋に業界団体のヒアリングをしており、い
ろいろな業界から指名競争入札を復活してもらえないかと御要望をいただいております。
ですので、試行であっても、指名競争入札を導入するわけですから、業界団体としては、

ちゃんと辞退しないで、指名された業者が札をいれるような努力をしていただかないと、たくさんの業者が辞退したら指名競争入札の意味がなくなってしまいます。要求だけで、参加しないのであれば全く意味がないですからね。

業界団体にはできれば県を通して要望をしていただければありがたいのかなと思っております。

【入札監理課長】

要望については、一覧表を作るにあたって、意欲のある企業の募集をかけますので辞退は少ないのかなと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

それと、不調が一般競争入札と比べて達成できているということが一つの検証の基準になるのかなと思います。

このぐらいの議論で一定の方向性をだしてよろしいでしょうか。

先ほど入札監理課長から一定の期間というのはある程度検証ができるサンプルを集めるということで1年程度、もう一つは次回以降の入札制度等監視委員会で指名競争入札での抽出案件もちゃんと見ていくということをしなごらの導入ということでもありますので、この試行の指名競争については本委員会としては、積極的に賛成と言うことは難しいですが、反対はしないという結論でよろしいでしょうか。

（異議なし）

【入札監理課長】

補足ではございますが、前回委員の皆様からいただいた御質問につきましては参考2にまとめてありますので、後ほど御覧いただければと思います。

【伊藤（宏）委員長】

それでは次に参ります。

審議事項のイ「台風台19号等による被害の復旧工事に係る見直し（報告）について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料4」「別紙1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問があればお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

続いて、審議事項のウ「総合評価方式の見直しについて」です。事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料4」「別紙2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問があればお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

続いて、審議事項のエ「工事等入札参加資格審査の見直しについて」です。事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料4」「参考5」により説明）

【高島委員】

現段階の入札参加資格者名簿に載っている業者においては、何者該当するのかわかれば教えてください。

【伊藤委員長】

では、調べてメールで御回答ください。

【入札監理課長】

わかりました。

【伊藤（宏）委員長】

その他いかがでしょう。

【今野委員】

一部指名競争入札の見直しがあるわけで、キーワードとしては「復興」と「持続可能性」というのが社会的なテーマかと思いますが、結果、地元を守る、地元の持続可能性をどのように進めるのかという視点の中で見直しをしていくことが大事だと思います。当然ベースは技術力になると思いますが、まして入札ですから透明性・公正性・競争性が必要なわけですが、新たな項目や新たな考え方の軸として、企業選択においては、県の視点として持続可能性であることを新しい評価項目として示す必要があると思います。そこを軸として見直した方が県民も納得するし、社会からの受け入れもよいのではない

でしょうか。様々な情勢にあった見直しが必要かと思うので、そういった部分を前面に出しながら示していただきたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

今の話で言うと、国連のSDGsというのがあって、郡山市は推進都市に選定されています。福島市は総合計画を立てていて、SDGsの推進というものが少し入っています。その中で、入札という観点でSDGsをどういう項目で関わらせるかは検討が必要かと思うのですが、県の今後の計画にもSDGsの考え方が反映されていくと思いますので、そういう観点を一つ基準に置きながら制度改革をしていくということも必要だと思います。

【総務部政策監】

総合計画はまさに改定の時期をむかえておりまして、SDGsの考え方を積極的に取り入れていくということで進めております。入札制度の中にも持続可能な開発というものを大きな考え方として、課題として私達も検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、次に「その他」に移りますけれども、委員の皆様何かございますか。

【小堀委員】

追加で確認させていただきたいのですが、先ほど技術的適正のところ、悩ましいとお話でしたが、地理的要件と手持ち工事の数についてはある程度客観的に整理がつきやすいのかなと思ったのですが、技術的適正の総合点を1,500点にするのか、1,300点にするのか、見方によってはある意味で恣意的な要素が入ってしまうのかなと感じました。そこで、それを誰が判断するのか、どういう仕組みで判断するのかというところがすごく重要になってくると思いますが、バーの設定というのは担当者個人が設定するのか、組織としてなされるのか、どうやって透明性を担保するのか考えがあれば教えてください。

【入札監理課長】

資料4-2は建設事務所で案を作成します。建設事務所の担当が案を作成し、もちろん組織ですので、部長、次長、所長を経由して、決裁過程のなかで研ぎ澄まされていくと考えております。さらに、その後に審査委員会でもどういった基準で、どういった主旨で、どういう技術的な観点で選んだのかというところは十分説明する必要があります。その中でもさらに透明性、客観性というものがでてくると思いますので、できるだけ恣意性がないような形で進むと我々は考えているところです。

【高島委員】

前回の業界への聞き取りのときに、建築の工事成績が4年で実績が消えてしまうという話があったと思いますが、実際に建設業者さんから本当に困っているという話も聞きます。その後、何か御検討されたこと等ございますか。

【入札監理課長】

その部分については現在、具体的に検討しておりませんので、今後検討してまいります。

【島田委員】

建築の単価積算ソフトについて国で統一されるという話を耳にしました。地方差が単価にはあると思うのですが、県ではどのような基準で行うのでしょうか。

【技術管理課長】

土木の方は富士通のソフトで積算を行っております。建築もそれまで同様の取り組みで行ってきたのですが、今回、この4月からリビックというところのソフトに変えて、国と同じような方式に変えるということで、制度改正を行っているところです。

【伊藤（宏）委員長】

ある意味で今日の委員会は歴史的なと言いますか、今まで議論してこなかった指名競争入札の試行、一定期間復活しようということで、目的も地域の担い手を育成することと限定されている形となっていますけれど、今後この委員会で新たに試行された指名競争入札がどうなのかということも検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

事務局から他に何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出テーマ及び審議対象期間の決定並びに抽出チームの指名をお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

事務局案があればお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案を申し上げます。抽出テーマは、「低入札価格調査を受けた者が落札した案件」、対象期間は「平成31年4月～令和2年2月」、抽出委員は五十音順で「島田委員、新城委員」でいかがでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

事務局案についていかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、次回の抽出テーマは、「低入札価格調査を受けた者が落札した案件」、対象期間は「平成31年4月～令和2年2月」、抽出チームは「島田委員、新城委員」を指名しますので、よろしく申し上げます。

では、本日の議事はこれで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局からの連絡でございます。

次回の委員会は6月の開催を予定しております。4月になりましたら改めて日程調整をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、「第76回福島県入札制度等監視委員会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。